

備えよう！災害から命を守るために！⑤

減災と自助のすすめ

昨年3月11日の東日本大震災から、この3月で早1年が過ぎようとしています。被災地である東北地方では1万5千人を超える方々が尊い命を落とし、今なお3千3百人以上の方々の行方がわからないままとなっています。私たちは犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、1日も早い被災地の復興を願ってやみません。

私たちは、この大震災から悲しみとともに多くのことを学んでいます。日ごろから備えるべき防災用品や避難場所・経路、家族との連絡方法、食料調達、情報入手方法など、報道される情報から多くのことを学び、この災害経験をもとに平常時から備える姿勢へと歩み始めています。



総合防災訓練で行われたバケツリレー

情報を活かした自発的な行動を

行政から発信される情報も、住民みなさんの具体的な行動となって活かされなければ、全く意味をなしません。

栗山町で、平成19年と21年にそれぞれ発行された「洪水ハザードマップ」・「地震マップ」をご覧になったことはありますか？

A4判にまとめられた冊子で当時の広報誌と一緒に配布しました。一度ご確認をお願いします。そして、内容をご覧ください。しかし、多くの方が保存されていないのではと心配されます。

“危機意識”をもって情報を見る

これらの行政からの情報も、具体的な危機意識がなければ、右から左に抜けていくのが普通です。

自分だけは災害にはあわないといった「正常化の偏見」も少なくありません。しかし、これからは住民個々の危機意識が不可欠です。危機あるいは危険の具体的な予知予測が、危機管理のスタートです。自発的な危機意識がこれからは求められます。

“自助がすべての基本”です

平常時の備えや災害時の避難行動は、個人の自発的な意思に基づき実行されるものであり、まさに“自助の精神”

に期待されるところです。

自助と共助、そして公助の3つの連携によって、地域防災力の向上が図られるのは明らかです。

「自らの安全は、自らが守る」。この自助が、防災あるいは減災の基本です。自宅を安全な空間にすることも自分にはできないことです。地震の揺れの中では、誰もが自分の身を守ることしかできません。揺れがおさまったとき、自分の目の前にある火災を、最も早く消すことができるのは自分です。けがをした家族の出血を、最も早く止血できるのは自分です。

こうした、自分の手で自分や家族、財産を守るといった“備えと行動”がすべての基本です。



食料・飲料水などの準備はお済ですか？

前回までで、自宅での備蓄品、緊急エリアメール、避難所・避難場所、自分の身を守るすべ、地域の自主防災組織についてお知らせしてきました。今回は“減災と自助のすすめ”です。

自然災害を防ぐことはできません

自然災害である「地震」や「集中豪雨」、「台風」などは、人の手では防ぐことはできません。しかし、災害に備え、被害を軽微なものにする「減災」は可能です。

一人ひとりが「減災」の意識を！

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような突然の災害により、家や家族、仕事を失い、その喪失から立ち直るには大きな困難を伴います。家族や財産を守り、その困難を軽減するのが日ごろの備えであり、一人ひとりが備える意識することは確実に「減災」につながります。

“自分の身は自分で守る”

いざ災害が起きてしまうと、災害発生から3日間（72時間）は、人命救助が最優先です。3日間生き延びるだけの備蓄は大丈夫ですか？自宅の備蓄品、非常持ち出し品の準備はできていますか？避難場所、避難所の確認、家族との連絡方法や集合場所は確認されている

地域防災計画を見直します

東日本大震災による国の防災基本計画の見直しを受け、栗山町でも地域防災計画を見直しています。大きな項目としては、

- 避難所・広域避難場所の見直し
- 町職員初動マニュアルの作成
- 避難所の運営マニュアルの作成
- 要援護者避難支援計画の作成
- 福祉避難所の設置
- 非常食などの備蓄計画の見直し
- 災害協定、相互応援協定の締結
- 情報伝達方法の検討
- 総合防災訓練計画の見直し
- 自主防災組織の推進

今後、見直しの概要が告示できる時点で、それぞれの地域から要望事項などを聞き取り、防災計画へ反映させていく予定です。町民皆さんの自発的な参加により、より実効性の高い防災計画がつくり上げればと考えています。

緊急エリアメールサービスが拡大

栗山町では昨年11月から、災害時の避難に関する情報や、洪水・土砂災害に関する情報など、緊急性の高い災害情報について、携帯電話による「エリアメール」を使って発信しています。これまではNTTドコモのみがこの

るでしょうか？自分や家族を守るために、平常時からの備えを十分にしておきましょう。

依存型社会へ移行している？

“自分の身は自分で守る”という、いわゆる“自助の思想”は防災対策がそれほど整っていなかった時代には当たり前のことだったのかも知れません。

現代に生きる私たちは、防災施設の整備や情報伝達環境の向上を背景として、災害は行政が防いでくれるもの、災害情報は行政が与えてくれるものと過信し、さらには自らの身の安全や財産の確保までを行政に依存する傾向にあるのではないのでしょうか？

限りがある防災対策

自治体がつくる防災計画には、おのずと災害規模が設定されており、それを超える災害までには対応していないことは、先の東日本大震災で奇しくも証明されてしまいました。

それでも行政は、地域の被害を軽減できるよう、防災施設の整備や、非常食・機材の備蓄、情報伝達環境の整備を進めていきます。

併せて災害時のみならず平常時から住民が備えられるように、自然災害のリスク情報をできる限り広報紙などで提供していく傾向になっていきます。

サービスを提供していましたが、3月からKDDI（au）、ソフトバンクモバイルのサービスも可能となりました。

「エリアメール」は、気象庁が配信する緊急地震速報や、国や地方公共団体が配信する災害・避難情報などを、市町村単位で特定エリアへ一斉配信できるサービスです。町民皆さんのほか、通勤や通学などで栗山町を訪れている方についても配信されます。

このサービスを利用するにあたって、パケット料金や月額使用料などの料金はかかりません。防災行政無線などの設備の無い本町にとっては、災害時の重要な情報伝達手段となりますので、ぜひ登録をお願いします。なお、サービスに対応している携帯電話の機種や利用方法については、各社のホームページをご覧ください。

●NTTドコモホームページ

<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/index.html>

●KDDI（au）ホームページ

http://www.au.kddi.com/notice/kinkyu_sokuho/index.html

●ソフトバンクモバイル

http://mb.softbank.jp/mb/service/urgent_news/

※「備えよう！災害から命を守るために」は今回で終了します。防災計画の見直しと並行しながら、さまざまな情報を紹介する新しい連載を今後予定しています。

くりやまの自治基本条例をつくる会

活動中!!

町民が考える自治基本条例づくりを目指して

3つの作業チームを編成し、調査・研究のまとめと町民参加の方法を検討中。

つくる会（高橋慎代表）では、「町民参加検討チーム」、「調査・研究チーム」、「論点整理チーム」の3作業チームを編成し、昨年7月から進めた調査・研究のまとめとともに、今年4月以降の幅広い町民参加の機会づくりについて検討しています。会議は月に1～2回。仕事を終えた夜18：30から集まり議論を重ねています。今回は、「町民参加検討チーム」の活動状況についてお知らせします。

町民参加検討チーム	開催日	検討内容
第1回会議	1月10日	◎先進自治体における取り組み状況の把握 ◎町民向け講演会の企画検討 (4月中旬～先進自治体・ニセコ町の取り組みから学ぶ)
第2回会議	1月12日	◎町広報掲載内容の検討
第3回会議	1月26日	◎町民対象アンケート調査の手法検討 (調査の目的、時期、対象人数などの事例研究)
第4回会議	2月9日	◎町広報掲載内容の検討
第5回会議	2月23日	◎町民向けワークショップ、意見交換会の手法検討

つくる会では、今年4月中旬に、全国で初めて条例を制定した先進自治体であるニセコ町から講師を招き、講演会の実施を検討しています。

町民参加検討チーム 田中秀典 委員（継立）

町民参加検討チームでは、自治基本条例について、広く町民の皆さんが参加できる講演会や意見交換会の開催や、アンケート調査などの実施について検討を重ねています。これまでは、先進事例についても学び、町民議論のポイントとなる論点の整理を地道に進めてきましたが、これからが本格的な検討段階に入ります。条例策定には多くの町民の皆さんとの関わりが重要となります。一人でも多くの皆さんのご参加をお願いします。



Q. 自治基本条例って何ですか？

Ans. 将来の栗山町を「住みよいまち」にするために、「町民」、「議会」、「行政」それぞれが担うべき役割や権利を明確（条例化）にするとともに、まちの情報を共有し、町民が参加するまちづくりの「基本的なルール」を定めるものです。自治基本条例は、今まで以上に、町民みんなで考え議論して決める、ふるさとのまちづくりに必要なルールです。

Q. 自治基本条例で何かわарのですか？

Ans. 条例はルールです。ルールをつくること自体で「住みよいまち」になるものではありません。「まちづくりの“憲法”」として広く町民に理解され、みんなが参加できるまちづくりが推進されることによりはじめて意義が生まれるものです。今まで以上に、町政に町民が参加できる権利が明確になり、町民の理解のもとまちの仕事を進めるきっかけとなります。

Q. 自治基本条例はつくる会だけで策定されるのですか？

Ans. つくる会だけで策定するものではありません。つくる会は、町とともに条例策定の事務局として町民の意見などをまとめる役割を担っています。現在、条例づくりの基礎となる課題とポイントの整理や、多くの町民の皆さんが条例策定に参加できる機会づくりについて協議を行っています。今年4月から講演会や懇談会などによる意見交換の機会を予定しており、多くの町民皆さんの参加により策定（町への提案）を進めます。「まちづくりの“憲法”」は町民の総意で考えるものです。

高額な外来診療を受ける 皆さまへ

今年4月から外来診療における高額療養費の取扱いが変更されます。今まで窓口で全額お支払いいただいていたものが、「減額認定証」などを提示することで、外来診療でも一定額以上を支払う必要がなくなります。

これまで

高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていました。

4月1日から

限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります（ただし同一の医療機関に限ります）。

◆対象となる方

「減額認定証」の対象となる方は、左表の区分Ⅱまたは区分Ⅰに該当される方です。

【減額認定証の交付対象となる方】

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

【病院・薬局などで提示した場合の ひと月あたりの窓口負担限度額】

区 分		外来受診の 窓口負担限度額
現役並み所得者		44,400 円
一 般		12,000 円
減額認定証 交付対象者	区分Ⅱ	8,000 円
	区分Ⅰ	

なお、非課税世帯で減額認定証を窓口提示しない方は従来どおりの手続きとなります（高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額を後日支給します）。

運営協議会委員を 募集しています

募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さまの代表として、制度の運営に関する重要事項をご審議していただく運営協議会委員を募集しています。

【応募資格】

道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員を除く）

【応募人数】5人

【任期】

平成24年7月から2年間（開催は年3～4回を予定しています）

【応募方法】

北海道後期高齢者医療広域連合および町住民福祉課窓口にある応募要領を参照してください。

【応募締切】平成24年4月27日（金）

【選考】

選考委員会を設置し、提出された小論文などにより総合的に委員を選考します。

【報酬など】

1日につき5000円の報酬と、旅費を支給します

北海道後期高齢者医療広域連合
011(290)5601
町住民福祉課住民保険グループ
7508（ダイヤルイン）

3月30日 北海道日本ハムファイターズ 開幕戦応援バスツアー

参加者熱烈募集中！

「北海道日本ハムファイターズを応援する栗山の会」では
3月30日に札幌ドームで行われるパ・リーグ開幕戦（対 埼玉西武戦）の
バス観戦ツアーを企画しました。
栗山町にゆかりのある栗山英樹新監督の公式戦初采配を
町民あげて応援に行きましょう！

栗山さんを応援しに行くぞ！

- | | | | |
|-------|-------------------------------------|-----------------|------------------------------|
| ◆日時 | 3月30日(金) 午後6時～ | ◆定員 | 100人 |
| ◆観戦場所 | 札幌ドーム 3 塁内野C 指定席 | ◆締切り | 3月16日(金) |
| ◆参加費 | 1人 5,000円 (大人・小人)
※チケット・交通費を含みます | ※定員になり次第、締め切ります | |
| ◆集合場所 | カルチャープラザ Eki | ◆問い合わせ・申込先 | 北海道日本ハムファイターズを応援する栗山の会 |
| ◆出発時間 | 15:00 (14:30～受付開始) | | 会長 高杉 文浩
携帯 090-8706-3849 |



北海道日本ハムファイターズ
HOKKAIDO NIPPON-HAM FIGHTERS

4月3日は栗山町民 応援デー！

札幌ドームで栗山監督を
ファイターズを応援しよう！



北海道日本ハムファイターズでは、4月3日(火)午後6
時から札幌ドームで開催されるオリックス戦のC 指定席
に、栗山町にお住まいの方 50組 100人をご招待します。
※応募多数の場合は抽選となります。

申込方法：

(1) 往復はがき：往復はがきに観戦希望者（2人1組）の代
表者の①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号⑥ファイターズ
ファンクラブ会員番号（会員のみのみ）⑦昨年の札幌ドームでの
観戦回数、およびあて先（返信はがき）をご記入の上、右記
へ申し込みください。



(2) 球団 Web (PC・携帯)

PCの場合：www.fighters/kansen.co.jp にアクセスし、申込
フォームに所定事項を入力ください。

携帯の場合：右上の QR コードにアクセスし、申込フォーム
に所定事項を入力ください。

申込期限：3月20日(火) 当日到着分まで有効。

申込住所：〒062-8655 札幌市豊平区羊ヶ丘1番地

(株)北海道日本ハムファイターズ「栗山町民応援デー」係
その他：当選者の方で上位席種（S指定席・A指定席）をご希望される場合は、
試合当日にチケット引換場所にてアップグレードも受け付けます（有料・席数限定）。
ご応募いただいた個人情報は北海道日本ハムファイターズが適切に管理し、本件
を含むチケット関連の DM・アンケートによる案内以外には利用されません。

新しい町内会長・自治会長が決まりました。

～1年間よろしくお願いします～（敬称略）

松風第一	子仁進	山	の	手	三	好	隆	幸	雨	煙	別	小	泉	直	美
松風第二	優	桜	手	丘	藤	原	東	峰	緑	学	丘	中	井	良	一
寺本町	欣	松	桜	栄	八	木	義	則	北	田	山	上	田	喜	廣
松風第五	泰	中	央	央	磯	橋	武	司	接	山	曰	谷	内	孝	一郎
松風第六	和	朝	日	日	杭	野	忠	彦	杵	台	和	細	山	俊	一
松風第七	正	朝	四	目	吉	澤	信	昭	旭	月	呂	西	村	健	彦
松風第八	利	栗	農	事	渡	本	則	満	共	分	田	中	島	武	博
松風第九	政	中	里	地	秦	山	正	行	三	阿	大	澤	田	義	夫
二区	弘	睦	里	里	山	小	憲	敏	阿	南	南	片	山	幸	男
三区	治	新	と	き	中	中	光	博	角	園	田	中	山	英	保
四区	潔	湯	地	中	藤	高	晃	雄	東	山	山	青	山	次	悟
五区	彦	ふ	じ	団	高	渡	隆	一	滝	下	下	石	原	郎	夫
六区	子	みな	み	中	根	井	繁	雄	角	田	山	川	川	一	巖
七区	美	葉	里	葉	中	井	雅	好	東	山	山	市	田	慶	郎
八区	實	栄	士	里	馬	本	富	己	角	下	下	川	浦	耕	一
九区	登	里	地	地	木	本	崇	彦	繼	田	田	市	川	真	雄
十区	一	森	第	一	上	内	義	彦				木	内		性
十一区	忠	鳩	山	山	山	口	剛	博				草	間		
十二区	之				青	木		克				草	間		
十三区	茂				青	青						草	間		
十四区					青	青						草	間		
十五区					青	青						草	間		
十六区					青	青						草	間		
十七区					青	青						草	間		
十八区					青	青						草	間		
十九区					青	青						草	間		
二十区					青	青						草	間		

こんにちは！
私たち 栗山青年会議所です。

③ 私たち 栗山青年会議所です。

③ 私たち 栗山青年会議所です。

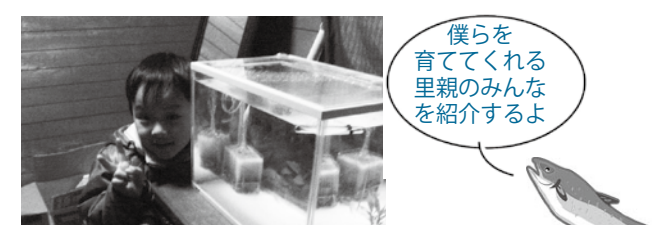


JCI

サケの帰る、ふるさと栗山に！
松原産業(株)の木材部に勤務する西
田 桂(きづな)といいます。
私たちは栗山JCI
は、夕張川にサケ
を蘇(すく)せようと、
サケの稚魚放流を
開始して今年で5
年目を迎えます。
サケが成長して帰ってくるのは4
年かかります。ちょうど4年目の昨
年、栗沢の頭首工で実際にサケが遡
上しているこ
とが確認でき
ました。今後
も持続的に遡
上してくることは間違いありません。
しかし、母なる川(産卵場所)への
サケの遡上を実現するためには、栗沢
頭首工への魚道設置や支流における
落差工の改修など、いくつかの課題を
解決しなければなりません。
JCメンバームン(みな)と一緒に解決
できる方法を考えていたら「まずはサ
ケを好きになってもらえばいいんじや
ね」って若者風という会員がいたの
で、昨年の12月から「サケの里親計画」
を始めました。現在、里親の20世帯
でサケの稚魚400匹はスクスクと



(きくち はるかさん) (やすがひら さくらさん)



(いしぐろ しゅうくん)

元気に成長しています。飼育されてい
る里親の中には、稚魚に愛着が湧き、
放流しないでこのまま飼っていたい
という方もいらっしゃいました。
しかしながら、私達はあくまでも里
親です。4月の稚魚放流時には
帰ってくることを願いながら、放流に
参加していただきたいと思います。
今後も「サケの里親計画」を続けて
いく予定です。みんなで一緒に、サケ
の帰る故郷を夢見て、サケの稚魚放流
に参加しませんか？

僕らを
育ててくれる
里親のみんな
を紹介するよ



生活と環境

安全・安心なまちを目指して

【問い合わせ】 町環境生活課 ☎ 7510



あなたの車が狙われています！

昨年、道内の刑法犯の件数は前年比3・8%減の4万9268件となり過去最少でした。うち窃盗犯は同6・5%減の3万6726件です。ただし窃盗犯のうち、車上荒らしは同4・3%増の6032件、自動車盗は同6・8%増の469件とともに増えています。

2月4日から5日にかけて、近隣町の温泉駐車場・自宅駐車場・職場駐車場などで、車上荒しによる盗難が15件発生しました。車の窓ガラスを割られたり、鍵を壊されたりして、現金やETCカードなどの被害に遭ったものです。こういった被害に遭わないためにも、次の事に注意しましょう。

①車のキーをつければなしで車から離れない



②車内にバックや上着を置かない
犯人は、財布や金品を連想してしまう物が車内にあると、手当たり次第、無

差別に犯行におよびます。手荷物は持ち運び、重い荷物などはトランクに入れて、見えないように隠しましょう。

③防犯装置を取り付ける

高額なカーナビやカーステレオなどの装備車は、防犯装置を取り付けるか、外から見えない場所にセットするか、取り外し可能なタイプを選ぶようにしましょう。



④クレジット機能付きETCカードはつけっぱなしにしない

クレジット機能付きETCカードは、現金と同じです。車から降りる際には、必ず抜き取りましょう。

初心者運転者への思いやりと融雪期の安全運転



3月になると、新たに運転免許を取得した多くのドライバーが、交通社会に仲間入りをします。

初心者マークのドライバーが安心して運転できるよう、思いやりのある運転を心がけましょう。

また、暖かくなると路面の乾燥が進みますが、朝晩、日陰や橋の上などでは、凍結していることがあります。速度を

誰が片付けるの？

ゴミのポイ捨てをやめましょう！



減らないゴミのポイ捨て

2月上旬に、ふじ団地から由仁方向へ向かう町道「栗山由仁線」で、点々とゴミのポイ捨てが発見されました。捨てられていたゴミを調査したところ、投棄者は判明しませんでした。捨てられていた地点や中身から、常習者のしわざと推測できます。

ポイ捨てはやめましょう

もし、あなたの家の前にポイ捨てされていたら不愉快ですよ。今回のゴミは町職員が片付けましたが、いろいろな場所地域の方々が嫌な思いをしながら片付けています。

誰も片づけをしなければ、どのようなゴミが散乱していました



ビールの缶などがまとめて捨てられています



ポイ捨てされたゴミを集めると50%の袋が2つに！

な街並みになるのでしょうか？
ポイ捨ては、絶対にやめましょう。

目撃情報をお寄せください！

栗山町では、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活を保つため、「空き缶等のポイ捨て防止条例」を設置しています。

この条例により、ポイ捨てなどの違反者に原状回復を指導し、従わない場合は勧告・命令をしていきます。それでも従わない場合は2万円以下の過料を支払わせることになっています。

町内でポイ捨てを見かけたら、車の特徴やナンバーを控え、下記までご連絡ください。違反者には強い姿勢で臨みます。

抑え、路面状況に対応できる運転を心がけましょう。

○高齢者や子どもを見かけたら徐行し、思いやりのある運転をしましょう。

○シートベルトは、もしもの時の命綱です。「近所までだから」と油断せず、後部座席を含めたすべての座席でシートベルトを必ず着用しましょう。

○6歳未満の幼児を乗車させる時は、チャイルドシートを使用しましょう。

○自らが率先してデイ・ライト（昼間点灯）運転を実践しましょう。

交通安全女性指導員を募集します

○採用予定者 1人

○採用条件・心身が健全な方

・栗山市街に在住の方
・25歳から60歳以下の方
（平成24年4月1日現在）

○業務内容 通学路において児童の交通指導と安全の確保

○勤務時間 午前7時30分～8時30分
午後2時30分～3時30分
（変更あり）

○報酬 規定により支給します

○提出書類 履歴書（市販のもの）

○締切 平成24年3月15日（木）

○提出・問合せ先

町環境生活課生活安全グループ

☎ 7510

春は引っ越しのシーズン！
多量に出たゴミはどうすれば？

3月は引っ越しが本格化します。引っ越しの際に出る家具などの大型ごみや多量のごみは、町の粗大ごみとして収集はしません。ご自分で環境センターへ搬入するか、左表の一般廃棄物収集運搬許可事業所へ依頼し、処理するようお願いいたします。



一般廃棄物収集運搬許可事業所

事業所名	住所	電話
クリーンセンター(株)	中央3	73-3200
國耕産業(有)	中央4	72-3158
(株)日東総業	錦3	72-3122
丸十岡山砂利(株)	錦3	72-0134
(有)ゆうせい運輸	旭台	72-1722
鈴木商店	大井分	75-2350
道央建設運輸(株)	大井分	76-3121

【問い合わせ】

町環境生活課環境対策グループ

☎ 7511